

環境影響評価方法書についての意見の概要等送付書

令和3年4月28日

静岡県知事  
川勝 平太 殿

住 所 東京都港区六本木6丁目2番31号  
六本木ヒルズノースタワー15階  
氏 名 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表取締役 中川 隆久

環境影響評価法第9条に規定する書類を作成しましたので、別添のとおり送付いたします。

別添

(仮称) 沼津真城山風力発電事業 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

(仮称) 沼津真城山風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 公告の日及び公告方法 .....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	4
(1) 意見書の提出期間 .....	4
(2) 意見書の提出方法 .....	4
(3) 意見書の提出状況 .....	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解 .....	5

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。その後、縦覧期間中において、新型コロナ禍に伴う全国緊急事態宣言の延長措置等の社会情勢を踏まえ、審査機関である静岡県及び経産省との調整の元、縦覧期間を3週間延長した。

#### (1) 公告の日

令和3年2月3日（水）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

令和3年2月3日（水）付けの日刊新聞紙（静岡新聞）に「公告」を掲載した。

その後、縦覧期間の延長及び住民説明会の開催場所を決定したため、令和3年3月5日（金）付けの日刊新聞紙（静岡新聞）に再度「公告」を掲載した。

[ 別紙1 参照 ]

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[ 別紙2 参照 ]

- ・ 広報いず 2月号 (No. 203) P. 14
- ・ 広報ぬまづ 2月号 (No. 1638) P. 9

##### ③ インターネットによるお知らせ

以下のWebサイトに掲載した。

[ 別紙3 参照 ]

- ・ 当社ホームページ
- ・ 静岡県公式Webサイト

### (3) 縦覧場所

自治体庁舎 19 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 自治体庁舎

- ・ 静岡県庁暮らし・環境部環境局生活環境課 (静岡県静岡市)
- ・ 沼津市役所生活環境部環境政策課 (静岡県沼津市)
- ・ 沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター (静岡県沼津市)
- ・ 戸田市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 西浦市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 大岡市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 大平市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 浮島市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 原市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 静浦市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 金岡市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 愛鷹市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 片浜市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 内浦市民窓口事務所 (静岡県沼津市)
- ・ 沼津市立図書館 (静岡県沼津市)
- ・ 伊豆市役所市民部環境衛生課 (静岡県伊豆市)
- ・ 伊豆市役所中伊豆庁舎 (静岡県伊豆市)
- ・ 伊豆市役所天城湯ヶ島庁舎 (静岡県伊豆市)
- ・ 伊豆市役所土肥庁舎 (静岡県伊豆市)

#### ② インターネットの利用

- ・ 当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。

<http://greenpower.co.jp/category/information/>

- ・ 静岡県公式 Web サイトに、縦覧、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/assess/going/12905/sanagiyama.html>

### (4) 縦覧期間

令和 3 年 2 月 3 日 (水) から令和 3 年 3 月 24 日 (水) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

## (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は10名であった。

(内訳) 静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課	0名
沼津市役所生活環境部環境政策課	1名
沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター	0名
戸田市民窓口事務所	0名
西浦市民窓口事務所	1名
大岡市民窓口事務所	0名
大平市民窓口事務所	2名
浮島市民窓口事務所	0名
原市民窓口事務所	0名
静浦市民窓口事務所	0名
金岡市民窓口事務所	1名
愛鷹市民窓口事務所	0名
片浜市民窓口事務所	0名
内浦市民窓口事務所	0名
沼津市立図書館	0名
伊豆市役所市民部環境衛生課	2名
伊豆市役所中伊豆庁舎	0名
伊豆市役所天城湯ヶ島庁舎	3名
伊豆市役所土肥庁舎	0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催については、令和3年3月5日（金）付けで、縦覧期間延長の公告と併せて日刊新聞紙（静岡新聞）に「公告」を掲載した。

[ 別紙1参照 ]

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年3月13日（土）13:30～15:00
- ・ 開催場所：戸田地区センター（静岡県沼津市1294-3）
- ・ 来場者数：4名
  
- ・ 開催日時：令和3年3月13日（土）18:00～20:00
- ・ 開催場所：伊豆市市民文化ホール（静岡県伊豆市小立野66-1）
- ・ 来場者数：2名

- ・開催日時：令和3年3月14日（日）13:30～15:30
- ・開催場所：プラサヴェルデ（ふじのくに千本松フォーラム）（静岡県沼津市大手町 1-1-4）
- ・来場者数：8名
  
- ・開催日時：令和3年3月14日（日）18:00～20:00
- ・開催場所：西浦地区センター（静岡県沼津市西浦立保 22-1）
- ・来場者数：3名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[ 別紙 4、5 参照 ]

#### (1) 意見書の提出期間

令和3年2月3日（水）から令和3年4月7日（水）までの間  
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は10通、意見総数は12件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は12件であった。それに対する弊社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解  
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>景観の面から言うと設置には反対です。但し、設置をする場合次の質問です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置期間は何年ですか。耐用年数</li> <li>2. 設置予定期間になったら撤去しますか。</li> <li>3. 途中で故障した場合修理等はどうしますか。</li> </ol> <p>聞くところに寄りますと東伊豆町（河津町？）に設置した風力発電機が故障したが修理には多額の費用がかかるので修理は難しいそうです。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置期間（事業期間）は20年間を想定しております。また風力発電機の耐用年数は適切なメンテナンスを行うことを前提として、25年程度となります（メーカにより多少の前後がございます）。</li> <li>2. 社会情勢や地域の皆様のご意見を参考に、可能であれば20年後以降も事業の継続を検討いたします。事業を継続しない場合は、資源エネルギー庁より出されている「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に則って積立てた撤去費用によって撤去いたします。</li> <li>3. 100%出資子会社での直接運営体制に加え、風車メーカとも長期メンテナンスに関する契約を締結することで部品供給および専門メーカによる長期的に安定した保守点検体制を構築いたします。</li> </ol>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>建設予定地は、周囲三方が富士箱根伊豆国立公園に囲まれており、隣接地といえる場所である。南側には伊豆を代表するハイキングコースの伊豆山稜線歩道や西伊豆スカイラインが続いており、達磨山を始め、各所に富士山・駿河湾が望める景勝地がある。年間を通して多くの人が訪れる場所であり、その景観の中に風車が入ることは絶対に避けるべきである。日本を代表する景勝地の景観を損なうことになり、日本の観光資源にとって大きなマイナスイメージとなり得る。よって沼津市真城山風力発電事業計画には反対します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、達磨山及び稜線歩道、車道等、各眺望箇所からの眺望景観について、引き続き情報収集に努め、一定の配置計画が定まる準備書段階において、フォトモンタージュをお示しし、審査機関等から頂戴した意見を適切に配置計画へ反映させ、眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>次の理由により、沼津市真城山風力発電事業に対し反対致します。人工物を建てないで下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建設場所は富士箱根伊豆国立公園の一部であり、達磨山・金冠山、又、山稜線からみる富士山、駿河湾南アルプスの美しい景観を損なうため</li> <li>②超低周波音による動物、人間への健康への影響はすでに報告があり 母乳・生育への被害があるため</li> <li>③経済産業大臣の意見と事業者の見解をみても、見解は極力回避又は低減となっておりますマイナスのことしか書かれていないため。</li> <li>④20年後のメンテナンスなど数字がみあたらないので不安しかない。撤退の予算も信用できない以上のことからデメリット現在より悪い状況になると思われるため、反対致します。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①左記の富士箱根伊豆国立公園からの眺めに配慮し、今後の手続きにおいて現地の写真に風力発電機を合成するフォトモンタージュを作成し、主要な眺望点から富士山・駿河湾・南アルプスなどを望む眺望景観の変化の程度をお示しします。これらのフォトモンタージュを用いて、地域住民の皆さまや県審査会などの専門家のご意見を伺いながら、事業計画に適宜反映いたします。なお、風力発電機の建設場所は、方法書記載のとおり、富士箱根伊豆国立公園外での設置を検討しております。</li> <li>②低周波音が身体に与える影響につきましては、最新の知見を参考にしながら現地調査および予測を実施します。またその結果は今後事業計画が具体化する準備書段階で、人体が感じるとされる下限値（閾</li> </ol>



		<p>値)との比較を行い、その影響の有無をお示しいたします。</p> <p>③環境アセスメントの主旨としては、事業が周辺環境に与える影響を、所管する省庁・地方自治体の審査や、地域住民の方々からご意見をいただくことにより事業計画に反映し、可能な限り回避低減するよう検討することが目的でございます。この環境アセスメントとは別に、地元の皆様とは地域貢献などの協議を重ね、地域と共生する風力発電所の実現に努めていきます。</p> <p>④事業期間のメンテナンスは100%出資子会社での直接運営体制に加え、風車メーカーとも長期メンテナンスに関する契約を締結することで部品供給および専門メーカーによる長期的に安定した保守点検体制を構築します。また撤去費用は資源エネルギー庁より出されている「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に則って積立てを行い、事業終了後は確実に撤去を実施いたします。これらメンテナンス体制や撤去費用の積立は、金融機関からの厳格な審査を受けることで健全な計画を策定していきます。</p>
--	--	--

## (意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	図 3.1-15 表層地質図で計画地及びその周辺に断層があるが、これに対する分析や調査が欠落しているようだが、追加する必要がある。	風車基礎周辺において、今後実施するボーリング結果を基に、断層の有無についても確認を行い、土地の安定性に係る影響を適切に回避いたします。その検討結果を今後準備書においてお示しいたします。

## (意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	説明会の日時・場所を知りたい。 (貴社の HP を見なくても、わかる方法を知りたい。)	これまでの環境影響評価法における説明会は弊社 HP の他、市の広報誌などでも告知させて頂きました。また事業予定地近隣へは自治会長様とも相談し、回覧板などでの周知を行ってまいりました。今後の環境影響評価法の手続きにおいて行われる説明会の周知方法については、行政ともよく協議して改善に努めてまいります。

## (意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	環境保全の見地から意見を言わせて頂くと、私はリニア中央新幹線工事も反対の立場です。又、各地で問題となっているメガソーラー設置もそうですが、自然破壊につながる方向よりも適度な森林伐採による自然保護に力を注いでほしい。 原発に比べたら風力発電、ソーラー発電はそれでも地震等による災害不安は少ないかもしれませんが、大規模事業による自然破壊は・・・ 自然破壊による様々な影響を考えると人・動物の生活に良い事はあまりないように思います。	ご指摘のとおり、本事業が周辺環境に与える影響について、風力発電事業の特性や事業地の地域特性も踏まえ、今後実施予定の現地調査結果、予測評価結果を基に、周辺環境に配慮した具体計画を検討するとともに、その検討結果を今後の手続きにおいてお示しいたします。 また、森林伐採量に関しては、現時点で具体的な位置・規模は決定していないものの、ご意見や現地の状況を踏まえ、適切な間伐による自然保護からの観点も鑑み、関係自治体と協議を実施してまいります。

## (意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	貴社ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)とリニューアブルジャパンで大瀬崎から真城山へかけて風力発電で競合関係にあるようですが、共同で 10～11 基の風車を設置できるようにならないのでしょうか！(高さ 10m では小さすぎませんか？) 私は井田地区に山林があり、すでに井田の仲間の勧めもあり、リニューアブルジャパンと契約をすませた立場です(申し訳ありませんが)。 トイレのないマンション設置させないためにも(小泉元総理の言)風力発電を次世代のエネルギー源として日本の国策とさせるためにも共同開発していただけないでしょうか！！  2020.7.21 の朝日・静岡新聞の報道によると、貴社等がすすめる風力発電計画に対して知事が景観や水質等への影響を懸念する意見を国に送付したとあります。これにより環境アセスメントの手続きがすすめられ、今回貴社の「沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」ができ、縦覧に至ったと思います。 私は沼津市大平の地区センター(市民窓口事務所)での立読みで熟読玩味はできませんでしたが、	他社様との関係については、必要に応じて協議などを行わせて頂きます。ご意見にあった事業の共同については、先方様の御見解が不明なため回答は差し控えさせて頂くこととご了承下さい。 風車の高さは小型風車と呼ばれるものでも一般的に 10m を超えており、国内の技術基準に合致した大型風車は弊社が計画しているサイズが標準的なものと認識しております。 知事意見や地域の皆様からも頂いた水質などへの影響の懸念については、今後の環境アセスメントの手続きの中で調査・予測を適切に実施し、その内容について審査頂きます。今回の方法書はその調査・予測の手法を記載したものであり、その手法についても県審査会や説明会などでのご意見を踏まえ、適宜改善させて頂きます。風車の騒音・景観などにおいても、調査・予測を適切に調査および予測を行い、環境アセスメントにおける次の段階である準備書にて審査頂きます。 温室効果ガスの排出がもたらす地球温暖化への対策なども含め、持続可能な社会の実現のためにも再生可能エネルギーの普及拡大は社会的に強く求められているものと認識しています。弊社は地域社会と

<p>416Pの方法書と99Pの要約書立派なものがあったなと思います。これによると井田地区・江梨地区の集落からは近いところで1,000mぐらい離れているということなので、風振や電波障害等の様々な心配は一応防げるとのことは良いと思います。</p> <p>大瀬崎から真城山の風光明媚な一帯に風車など景観を壊す物とんでもないという意見もありますが、私は違います。アメリカ・カリフォルニアの緑のない山岳地帯に風力発電風車の一大デモンストレーションは実にみごとなのですが、伊豆の自然にそぐわないという意見には、私は異を唱えたいと思います。</p> <p>私は小泉元総理の原発全廃の考えに賛同しています。プレートテクトニクスの動きのある日本列島は、安全な原発設置は元々無理なのです。しかも原発廃棄物処理場も定まらず、一時的な仮処理場のまま原発の再開をしようとしています。次世代の電力は原発抜きで自然エネルギーでいくべきです。国策で風力発電支援をすべきなのです。経産省は電力会社の発想から抜け出せません。CO<sub>2</sub>の発生を抑える考えもより積極的にすすめる世界の動きに遅れないためにも！！</p> <p>発送電分離は法律上は一応成っていますが、この地区で言えば東電に気づかなければ送電が思い切れてできないのでしょうか。ぜひ原子力発電よりも安価でできるような次世代エネルギー源として風力発電にがんばってもらいたいと思います。</p>	<p>共生する再生可能エネルギーの実現を常に目指し、その開発から電力供給に至るまでの事業に一貫して関わることで持続可能な社会づくりに貢献していく所存です。</p> <p>本事業は固定価格買取制度に基づき、風力発電機にて発電した電力は全て地域の送電事業者様にて買い取って頂くこととなります。一方で、送電事業者様に電力の安全かつ安定的な供給を行って頂くため、必要な指示に従った発電を行ってまいります。また将来により安価な発電を実現できるよう、本開発検討においても既存のものよりも合理的な発電所となるよう不断の努力を続けてまいります。</p>
--	--

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>事業地においては自然景観が良く発電のための自然が破壊されることを心配しています。</p> <p>ここには貴重な大型鳥類、クマタカがいるので保護しなければなりません。</p>	<p>昨年12月より前倒し環境調査として猛禽類調査を実施しており、その調査においてクマタカを確認しております。今後も引き続き調査を行って、生息状況の把握に努めてまいります。</p>

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>最観について</p> <p>風力発電事業が建設される大瀬崎、達磨山の風景は駿河湾越しに東海道、沼津市街地より見える風光明媚な景観を排しています。この景観は100年余に渡り沼津市民はもとより沼津に御用邸を造営するための非常に重要な要素になっていました。この景観があつて御用邸が造営され、その暁には天皇家をはじめ多くの皇族方も愛してやまない風景でした。昭和天皇が御用邸より眺めた景観でした。このように100年以上も続く景観に巨大な風車の建設は地元沼津市民の賛同を得ることが必要かと考えます。全沼津市民にこの事業について説明し理解を得られることを前提とします。</p>	<p>ご指摘のとおり、眺望景観に与える影響について予測評価を実施の上、十分な配慮を行うとともに、地域の皆様から理解が得られるように、今後も説明会などの機会を通じて話し合いを続けていく所存でございます。</p>
10	<p>生態系について</p> <p>建設予定地には貴重な猛禽類(クマタカ、オオタカ、ハヤブサ)が生息しています。また建設予定地を通過する渡りの小鳥類や猛禽類(サシバ、ハチクマ、ハイタカ)越冬する猛禽類(ノスリ)がいます。このような貴重な猛禽類を1年8か月の短期間で行う調査や建設地が浸食地形のうえ林道も少なく近距離での観察が困難を極めます。定点調査での建</p>	<p>昨年12月より前倒し環境調査として猛禽類調査を実施しており、その調査においてクマタカを確認しております。今後も引き続き調査を行って、クマタカのほか、オオタカやハヤブサ、ノスリ等の猛禽類の生息状況の把握に努めてまいります。</p> <p>定点調査においては、不可視領域も観察できるよう、可能な範囲で新たな調査地点も設定することとし、移動しながらの観察も含めて対応してまいりま</p>

	<p>設予定地を広く見られる場所は限定的です。このように十分な調査資料が得られるかです。専門家の先生の意見ももとより地元の情報豊かな野鳥の会（日本野鳥の会沼津支部、伊豆野鳥愛好会）にも意見を伺い、また風力発電による影響を確認している日本野鳥の会中部ブロック各支部（福井支部）、風力発電事業計画に意見書、要望書を出している日本野鳥の会自然保護室の意見をうかがうことを要望します。</p>	<p>す。      専門家へのヒアリングとして、地元で観察されている日本野鳥の会沼津支部へ、事業の進捗に応じてヒアリングを検討いたします。</p>
11	<p>ジオパークについて      建設予定地はユネスコ世界ジオパークに認定されている伊豆半島ジオパークです。建設地の井田火山は大瀬火山や達磨火山とともにジオサイトになっています。風力発電装置の無い現状で認定されています。現在ジオパークはSDGsのもとに進められているプログラムで単に地層や地質だけでなく伊豆半島の多くの方々がかかわっています。      自然エネルギーは重要な要素なので伊豆半島ジオパークもどこまで共有していくか検討しなければならない課題です。伊豆半島ジオパーク推進協議会に意見を伺うとともにこのような課題について多くの知見を持ち日本ジオパーク審査員である前伊豆半島ジオパーク推進協議会専任研究員（現東北公益文科大学准教授新名阿津子氏）の意見を伺うことを要望します。</p>	<p>配慮書静岡県知事意見にも言及されている通り、伊豆半島ジオパークの成り立ちや構成要素、世界遺産として認可された価値を十分に理解したうえで、その更新において、本事業が阻害しないよう、十分な配慮を行ってまいります。      その一環として、方法書届出前に、伊豆半島ジオパーク推進協議会を訪問し、事業概要、環境アセスメント手続のご説明に伺いました。協議の場では、当該協議会からジオパーク認定の更新概要に関して、また事業地周囲の真城山の調査段階について、お話を頂戴いたしました。      今後とも、本事業及びアセスメントの進捗段階に応じて、当該協議会へ進捗の報告を実施するとともに、必要に応じて当該研究員へ、意見を伺うことを検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>本計画につきましては、令和2年6月4日に計画段階環境配慮書に意見を提出、令和3年1月7日に意見に対しての見解について説明を受けました。</p> <p>伊豆半島ジオパークは、伊豆が伊豆らしい自然、文化資源を生かし、持続可能な地域づくりを行うとともに、国内外からの来訪者にとっても観光交流の資源として活用されることが期待されています。サイトの保全、研究、防災（減災）といった取り組みが評価され、2018年ユネスコ世界ジオパークに認定されました。</p> <p>ジオパークの活動を取りまとめる当協議会は、環境保全に関する権限は非常に限定的なものがありますが、特に方法書について以下の意見を提出いたします。</p> <p>1. 景観保全について平成27年4月に改訂された沼津市景観計画において、景観形成の方針として、市内の金冠山及び達磨山系などの山並みはふるさとの風景を構成する重要な要素であり、これらの保全に努めますとされています。沼津市はジオパーク推進協議会の構成市町であり、この方針を尊重します。</p> <p>また、伊豆半島ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークの指摘を受け、サイトの見直しを行い、ユネスコが定める分類に加え、眺望サイトを定め、景観もジオパークの資源として、保全と活用を図っています。</p> <p>方法書においてもジオサイトへの配慮や主要な眺望点として金冠山達磨山だるま山高原レストハウスが示されており、特にだるま山高原レストハウスからの富士山の展望は伊豆を代表する絶景地です。金冠山の山頂からは、弧を描く駿河湾を全景にした富士山をはじめ、愛鷹山、箱根山遠く南アルプスまで望む景観も四季折々伊豆半島を訪れる人に感動を与える財産でもあります。静岡県知事もこうした眺望景観に重大な懸念を示されており、当協議会としましても、フォトモンタージュ等の資料により前述の景観にどのような影響があるかを、関係市町、県とも協議をしたうえで判断をしたいと考えております。対応につきましてよろしく願いいたします。</p>	<p>伊豆半島ジオパークの保全に関して、今後ともご意見を参考にしながら、配慮に努めてまいります。</p> <p>伊豆半島ジオパークの成り立ちや構成要素、世界遺産として認可された価値を十分に理解したうえで、その更新において、本事業が影響を及ぼすことがないように、十分に検討を加えてまいります。</p> <p>ご意見のとおり、金冠山、達磨山、だるま山高原レストハウスについては、駿河湾と富士山を望む重要な眺望点であると、認識しております。今後の手続きにおいて、フォトモンタージュ法を用いて、眺望の変化について予測を行い、景観への影響について、極力低減できるように計画を検討し、関係機関への丁寧な説明に努めてまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・静岡新聞（令和3年2月3日：縦覧の場所・時間、意見書の提出）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表取締役 中川 隆久
- 二、対象事業の名称 仮称「沼津真城山風力発電事業」  
種類 風力発電所設置事業  
規模 出力 最大四万二千キロワット
- 三、対象事業実施区域 静岡県沼津市
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 静岡県沼津市及び伊豆市
- 五、方法書の縦覧 静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課、沼津市役所生活環境部環境政策課、沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター、戸田市民窓口事務所、西浦市民窓口事務所、大岡市民窓口事務所、原市民窓口事務所、静岡市民窓口事務所、金岡市民窓口事務所、愛鷹市民窓口事務所、片浜市民窓口事務所、内浦市民窓口事務所、沼津市立図書館、伊豆市役所市民部環境衛生課、伊豆市役所中伊豆庁舎、伊豆市役所大城湯ヶ島庁舎、伊豆市役所土肥庁舎  
令和三年二月三日（水）から 令和三年三月十日（水）まで  
各施設の開庁日及び時間に準ずる
- 縦覧時間 電子縦覧 [https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiya\\_ama\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiya_ama_houhousho.php)
- 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年三月二十四日（水）までに、問い合わせ先まで郵送ください（当日消印有効）。
- 七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所 詳細確定次第、新聞公告及び弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム  
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 六本木ヒルズノースタワー15階  
電話 〇三（六四五五）四八七五 担当：村上・神・藤田 その他
- 九、その他 今後、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する要請を受けた場合において、必要に応じて縦覧期間等を変更することがあります。変更がございましたら弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

・静岡新聞（令和3年3月5日：縦覧期間の変更、住民説明会の開催場所・日程）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、現在縦覧中の「仮称」沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の記載事項を周知するための住民説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表取締役 中川 隆久
- 二、方法書の縦覧 静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課、沼津市役所生活環境部環境政策課、沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター、沼津市各市民窓口事務所、沼津市立図書館、伊豆市役所市民部環境衛生課、伊豆市役所各庁舎  
縦覧期間 令和三年二月三日（水）から 令和三年三月二十四日（水）まで  
各施設の開庁日及び時間に準ずる
- 縦覧時間 電子縦覧 [https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiya\\_ama\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiya_ama_houhousho.php)
- 三、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年四月七日（水）までに、問い合わせ先まで郵送ください（当日消印有効）。
- 四、住民説明会の開催を予定する日時及び場所 一 戸田地区センター（静岡県沼津市二九四の三） 三月十三日（土）十三時三十分から  
二 伊豆市市民文化ホール（伊豆市小立野六六の二） 三月十三日（土）十八時から  
三 フラサヴェルテ（ふじのくに千本松フォーラム）（静岡県沼津市大手町二丁目一四の四） 三月十四日（日）十三時三十分から  
四 西浦地区センター（静岡県沼津市西浦立保二の二） 三月十四日（日）十八時から
- 五、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム  
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 六本木ヒルズノースタワー15階  
電話 〇三（六四五五）四八七五 担当：村上・神・藤田

自治体広報誌への掲載  
「広報いず」(No. 203) 令和3年2月号 14 ページ

## Information

**募集** 自衛官候補生募集!

— 防衛省採用試験案内 —

自衛官候補生の採用試験についてご案内します。

試験日 / 2月13日(土)

応募資格 / 18歳以上33歳未満

受付期間 / 1月18日(月)~2月5日(金)(締切日必着)

**問合せ・申込み**

自衛隊静岡地方協力本部三島募集案内所

☎055-989-9111



**お知らせ** 環境影響評価方法書の縦覧

— (仮称) 沼津真城山風力発電事業 —

環境保全の見地からご意見をお持ちの人は縦覧場所の意見書箱にご投函いただくか、3月24日(水)までに弊社へご発送ください。

縦覧期間 / 2月3日(水)~3月10日(水)

縦覧箇所 / 環境衛生課または各支所窓口

電子縦覧 / [https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama_houhousho.php)

詳細についてはお手数ですが、縦覧箇所、前記URLにてご確認ください。

**問合せ**

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

☎03-6455-4875 FAX: 03-6455-4897

住所: 東京都六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー15階



▲電子縦覧ページ

みんなの掲示板

市役所以外のお知らせコーナー

**開催** 『富士山の日』お得な情報

2月23日(火・祝)は『富士山の日』です。市内各施設では、料金がお安くなるなどのお得なサービスを実施します。ぜひご利用ください。

**■湯の国会館**

とき / 2月23日(火・祝) 10時~21時

内容 / 次回から使用できる招待券の配布

**問合せ** ☎87-1192

**■だるま山高原レストハウス**

とき / 2月23日(火・祝) 10時~16時30分

内容 / 黒米ソフトクリーム50円引き

**問合せ** ☎72-0595

**■昭和の森会館**

とき / 2月23日(火・祝) 8時30分~16時30分

内容 / 伊豆近代文学館入場料50円引き

**問合せ** ☎85-1110

**■天城ふるさと広場**

とき / 2月1日(月)~28日(日) 8時~17時

内容 / テニスコート(クレー) 使用料半額

**問合せ** ☎87-1800

**開催** 文学の郷 天城を語る会

— テーマ「文士と酒」 —

天城瀬ヶ島に所縁のある川端康成、井上靖、梶井基次郎などの地元につながる内緒の話を地元文学愛好家がトークセッションします。

とき / 2月11日(木・祝) 12時30分~14時

ところ / 市役所天城瀬ヶ島支所

定員 / 30人

**問合せ・申込み** 伊豆市観光協会天城支部

☎85-1056 FAX: 85-0766

(火曜日を除く9時~17時)



自治体広報誌への掲載

「広報ぬまづ」(No. 1638) 令和3年2月号9ページ

新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載内容が変更となる場合があります。行事等の開催の有無については、主催者にお問い合わせ頂くか、市ホームページのイベント中止・延期情報をご確認下さい。

「仮称」沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の掲載

① シェパ・リニョナル・エナジー 003・64455・4875

② 環境政策課(環境企画課) 0055・9344・4741

開催期間 2月3日(水)～3月10日(水)

開催場所 市役所7階環境政策課、2階生活安心課、各市民窓口事務所、市立図書館

内容 ① 対象事業の目的及び内容  
② 対象事業実施区域等の状況  
③ 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の方法

中産見書の提出 所定の用紙に必要事項及び環境保全の取組等からの意見を明記して、事業所へ直接または「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送

提出期間 2月3日(水)～3月24日(水) 17時15分(必着)

※詳細は「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送のホームページをご覧ください。

「仮称」沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の掲載

① シェパ・リニョナル・エナジー 003・64455・4875

② 環境政策課(環境企画課) 0055・9344・4741

開催期間 2月3日(水)～3月10日(水)

開催場所 市役所7階環境政策課、2階生活安心課、各市民窓口事務所、市立図書館

内容 ① 対象事業の目的及び内容  
② 対象事業実施区域等の状況  
③ 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の方法

中産見書の提出 所定の用紙に必要事項及び環境保全の取組等からの意見を明記して、事業所へ直接または「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送

提出期間 2月3日(水)～3月24日(水) 17時15分(必着)

※詳細は「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送のホームページをご覧ください。

・ウイルス対策用のマスクなどお子様の細かいもの向けのマスクを使用する

市内39カ所の測定所で24時間測定を行っています。測定データ及び予測情報については、「静岡県大気汚染監視システム」で公開しています。

「広報ぬまづ」

女性のための結婚相談

沼津市社会福祉協議会 0055・9344・1500

社会福祉協議会(福祉企画課) 0055・9344・4824

女性向けを対象とした特別結婚相談を開催します。専門の相談員が相談に相談に応じていますので、結婚を考えている女性は気軽に参加下さい。

とき 3月26日(日)10時～12時、13時～15時

ところ サンワエルぬまづ(中会議室)

対象 未婚の女性

持ち物 住民票の写し(家族全員の記載がある)3カ月以内のもの、本人の写真2枚(縦4.5×横3.5cm)1枚、印鑑

※本人が当日、直接会場へご来場、※男女ともに参加できる結婚相談は、毎週水曜日(例)白曜日、10時～15時に行っています。

勤労者のための育児支援金(利子補給)制度

① 0055・9344・4749

② 0055・9344・4749

③ 0055・9344・4749

市内に住所を有する勤労者が、静岡県労働金庫の育児支援金を利用する際の利子について、市が補助します。

対象年度	対象限度額	資金使途	利子補給率
令和2年度	200万円	子育てに活用する	年2.0%(以内)

市民伝言板

このコーナーの催しは参加無料です。詳細は、お問い合わせ下さい。

「仮称」沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の掲載

① シェパ・リニョナル・エナジー 003・64455・4875

② 環境政策課(環境企画課) 0055・9344・4741

開催期間 2月3日(水)～3月10日(水)

開催場所 市役所7階環境政策課、2階生活安心課、各市民窓口事務所、市立図書館

内容 ① 対象事業の目的及び内容  
② 対象事業実施区域等の状況  
③ 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の方法

中産見書の提出 所定の用紙に必要事項及び環境保全の取組等からの意見を明記して、事業所へ直接または「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送

提出期間 2月3日(水)～3月24日(水) 17時15分(必着)

※詳細は「シェパ・リニョナル・エナジー」特快郵送のホームページをご覧ください。

対象 ① 妊娠中～小学校就学前の子供を持つ父または母(証明できる書類を提示)  
② 市内1年以上在住、市税を完納している人  
③ 0歳～1歳の「福祉ローン」を申請している人

※平日の営業時間(9時～15時)の他、水曜日(17時～19時)、日曜日(9時～12時)、13時～16時にも相談会を開催しています。

※申込み方法等の詳細は、お問い合わせ下さい。

講師 小島弘章さん(一般社団法人日本収納検定協会代表理事)

定員 60人程度

申込方法 2月26日(日)までに電話またはファクスで

ワンポイント手話講座 「身近な施設の手話を覚えよう」

沼津福祉センター 0055・9344・4830

0055・9344・2631

今回は、皆さんがよく使う施設の手話表現を紹介します。

※詳細は、市公式YouTubeをご覧ください。

コンビニエンスストア

① 病気

② 建物

① 右手こぶしの親指側を顔に軽く当てる

② 両手で四角い建物の形を描く

左手で「2」、右手で「4」を作って並べ、円を描く

モンミッセ沼津の展示

「沼津市立沼津市民センター」

3月6日(日)～28日(日)、10時～17時(入館は16時30分まで、最終日は、16時まで)



# 当社ホームページ掲載内容 公告時（令和3年2月3日）掲載



## ニュース

2021年2月3日 [環境アセスメント](#)

### 「(仮称)沼津真城山風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)沼津真城山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和3年2月2日付にて経済産業大臣に送付いたしました。方法書について、下記のとおり縦覧します。なお、環境影響評価法第7条の2で定められている説明会については、詳細が決まりましたら本ページにてお知らせします。

- ▼ [方法書の縦覧について](#)
- ▼ [意見書の提出について](#)
- ▼ [お問い合わせ先](#)

#### 方法書の縦覧について

##### 縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課	
沼津市役所生活環境部環境政策課	
沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター	
戸田市民窓口事務所	
西瀬市民窓口事務所	
大岡市民窓口事務所	
大平市民窓口事務所	
津島市民窓口事務所	



静岡市民窓口事務所	各施設の開庁・閉庁時間に準ずる
金岡市民窓口事務所	
豊原市民窓口事務所	
片浜市民窓口事務所	
内浦市民窓口事務所	
沼津市立図書館	
伊豆市役所市民部環境衛生課	
伊豆市役所中伊豆庁舎	
伊豆市役所天城湯ヶ島庁舎	
伊豆市役所土肥庁舎	

##### 縦覧場所・時間

令和3年2月3日(水)～令和3年3月10日(水)  
 (土・日・祝日、各施設の休館日を除く。縦覧期間後も意見書の提出期間(3/24(水)まで縦覧可能))

##### インターネットによる縦覧

方法書は3月24日(水)の意見書の提出期限まで縦覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの縦覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。  
 ※Internet Explorer 10は対象外です

##### 方法書

[表紙目次](#)

[詳細はこちら](#)

	企業情報	再生可能エネルギー	地域とともに	サステナビリティ	採用情報	お問い合わせ
第4章	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら
第5章	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら
第6章	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら
第7章	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら
第8章	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら
要約書	計画書 計画書 計画書 計画書 計画書					詳細はこちら

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見を記入の上、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書欄に投函（令和3年3月24日（水）まで）
- (2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番9号六本木ヒルズノースタワー15階  
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 宛  
 （令和3年3月24日（水）当日消印有効）

意見書用紙 [詳細はこちら](#)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
 事業開発本部 開発第1部 担当 村上、神、藤田  
 電話 03-6455-4900（代表）  
 （土・日・祝日も除く、午前9時～午後5時まで）

[別紙 3-2]

静岡県ホームページ掲載内容

環境影響評価方法書手続	
環境影響評価方法書送付（PDF：118KB）	令和3年2月2日受領
縦覧	<p>公告：令和3年2月3日</p> <p>縦覧：令和3年2月3日～令和3年3月10日</p> <p>電子縦覧：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ  <a href="https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama_houhousho.php">https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama_houhousho.php</a>（外部サイトへリンク）</p> <p>縦覧場所：静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課          沼津市役所生活環境部環境政策課          沼津市役所企画部生活安心課市民相談センター          沼津市内の11箇所の各市民窓口事務所          伊豆市役所市民部環境衛生課          伊豆市役所中伊豆庁舎          伊豆市役所天城湯ヶ島庁舎          伊豆市役所土肥庁舎</p> <p>縦覧時間：いずれも土、日、祝日を除く開庁時</p>
意見書提出方法及び期限	<p>環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。</p> <p>各縦覧場所に備え付けの用紙（所定の様式）に氏名、住所、意見を記入し、募集期間内に縦覧場所に備え付けの「意見箱」に投函していただくか、以下の送付先に郵送してください。</p> <p>送付先：〒106-0032東京都港区六本木6-2-31          ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1チーム</p> <p>提出期限：令和3年3月24日（当日消印有効）</p>
沼津市長意見	
伊豆市長意見	
知事意見	

## お 知 ら せ

「(仮称) 沼津真城山風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

### 1. 縦覧期間及び時間

令和3年2月3日(水)～令和3年3月24日(水)  
(土・日・祝日を除く開庁時。)

### 2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

### 3. 意見書の受付

「(仮称) 沼津真城山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和3年2月3日(水)～令和3年4月7日(水)まで  
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目2番31号

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部

開発第1チーム 宛

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

### 4. お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 担当者：村上、神、藤田

電話番号：03-6455-4875

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

[https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021/sanagiyama_houhousho.php)

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

